

県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務仕様書

1 件名

県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

媛っこ地鶏の実需創出のため、県外飲食店への営業等による新規取り扱いを通じ、媛っこ地鶏の取り扱い店舗の確保を行うとともに、確保した新規取り扱い店舗でのフェアおよびそのプロモーションにより、魅力向上に取り組む。加えて、愛媛あかね和牛の生産者協議会等が取り組む販売促進活動と連動したプロモーションを実施することで、その活動を後押しすることで実需の加速化を図る。

4 事業費

3,340,000 円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 委託業務の内容

（1）媛っこ地鶏新規取り扱い店舗開拓業務

愛媛県外の飲食店への営業等により、媛っこ地鶏の新規取り扱い店舗（これまで媛っこ地鶏の取り扱いがない店舗）を5店舗程度開拓する。開拓にあたり、候補店舗のリストアップ、店舗への営業やヒアリング、媛っこ地鶏の供給、（2）に記載するフェアの企画・運営等を行う。

（2）プロモーション業務

① 媛っこ地鶏の新規取り扱い店舗によるフェアおよびデジタルプロモーション

（1）により確保した新規取り扱い店舗でメニューフェア等を実施し、メニューの開発にあたっては助言等を行う。あわせて、フェアにおいて媛っこ地鶏および新規取り扱い店舗のPRをデジタル技術を駆使して行い、周知および集客に努める。

② 愛媛あかね和牛のデジタルプロモーション

生産者協議会等が取り組む今年度実施予定の活動と連動したPRを実施する。

○県内飲食店フェア（予定時期：8月か12月（または両方））

内容：県内飲食店で愛媛あかね和牛メニューフェアを実施

○道後温泉旅館フェア（予定時期：10-11月または1-2月）

内容：道後温泉旅館で愛媛あかね和牛を料理に使った宿泊プランによるフェアを実施

○県内精肉店量販店フェア（予定時期：8月か12月（または両方））

内容：県内の精肉店と量販店でマストバイキャンペーンを実施

6 保有ウェブサイト及びSNSアカウント

（1）Instagram

- ・ えひめ3畜【公式】(ehime_sanchiku_official)
- (2) Facebook
 - ・ えひめ3畜 (@ehime.sanchiku.official)
- (3) 愛媛あかね和牛
 - ・ 公式ホームページ「愛媛あかね和牛普及協議会」
<https://akane-wagyu.jp/>
 - ・ 販売サイト「篠崎畜産精肉直売店」
<https://shinozakichikusan.raku-uru.jp/>
- (4) 愛媛甘とろ豚
 - ・ 公式ホームページ「愛媛甘とろ豚普及協議会」
<https://amatoro.jp/>
- (5) 媛っこ地鶏
 - ・ 公式ホームページ「媛っこ地鶏振興協議会」
<https://www.himekkojidori.com/>
 - ・ 販売サイト「媛っこ地鶏振興協議会公式通販サイト」
<https://himekkojidori-official.raku-uru.jp/>

7 企画提案にあたっての留意点

- ・ 業務内容を達成するための最適な計画を策定し、提案すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定する。
- ・ 本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。
- ・ 上記7で示した公式Instagramを利用する場合、SNSアカウントに係るパスワード等の情報については、受託者決定後に愛媛県から提供する。
- ・ 事業効果を高めるために必要であれば、特設ページを制作することも可能（上記7で示したウェブサイト等への追加も含む）とする。なお、実施の際は、ウェブサイト管理事業者と連携のうえ制作すること。
- ・ 本業務に係る（取扱店舗開拓及びフェア開催並びにプロモーションなど）一切の経費（食材費（サンプル含む）、PR資材制作、デジタルコンテンツ制作、調査・分析、報告、交通費、各種データ費等）は、全て本事業費に含めること。

8 業務実施状況等の報告

受託者は委託契約書に定めるもののほか、愛媛県が業務の確認に必要と認める書類およびデータについて提出しなければならない。

実績報告書については、紙媒体（A4判）一部及びデータで提出すること。

9 県との調整

- ・ 業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理する

ものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

(2) 個人情報の取り扱い

業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(4) その他

- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。
- ・本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となるアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。

11 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・業務実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したもののにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等

を含む。)が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。